

平成23年11月18日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

○平成23年度秋田県登録販売者試験の実施(499・医務薬事課)…………… 1

告 示

秋田県告示第499号

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定に基づき、登録販売者試験を次により実施する。

平成23年11月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成24年2月12日(日)午前10時30分から午後4時まで

(2) 場所

秋田市中通二丁目6番1号 秋田ビューホテル

2 試験項目

(1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(2) 人体の働きと医薬品

(3) 主な医薬品とその作用

(4) 薬事に関する法規と制度

(5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 試験方法

筆記試験とし、マークシート方式とする

4 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者

(2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

(3) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者

(4) 4年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者

(5) 前各号に掲げる者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると都道府県知事が認めた者

ただし、(3)及び(4)の実務経験については、新法施行日(平成21年6月1日)前に薬局又は一般販売業(卸売一般販売業者を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業において行った実務経験並びに既存一般販売業者、既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者において行った実務経験を含む。

5 受験申込みに必要な書類

(1) 登録販売者試験受験申請書 2部

(2) 戸籍抄本又は住民票(本籍地の記載のあるもの) 1部

(3) 写真(出願6か月以内に撮影した横3.5cm、縦4.5cm上半身脱帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの) 1枚

(4) 実務経験を証明する書類

ア 4(1)及び(2)に該当する者が提出する書類

卒業証明書の原本又は卒業証書の写し

卒業証明書等に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合は、その変遷の状況が明らかになる戸籍謄本等の証明書を提出するものとする。(以下同じ。)

イ 4(3)に該当する者が提出する書類

(ア) 卒業証明書の原本又は卒業証書の写し

(イ) 実務経験証明書

なお、試験日前日までに実務経験を満たす見込みの受験申請者にあつては実務経験（見込）証明書を提出し、試験日前日（試験日前日が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合は翌開庁日）午後5時までに実務経験証明書を提出（郵送により提出する場合には必着。）すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。（以下同じ。）

ウ 4(4)に該当する者が提出する書類

実務経験証明書

エ 4(5)に該当する者が提出する書類

登録販売者試験受験資格認定通知書の写し（原本照合を受けたもの）

6 受験申請手数料

(1) 額

17,600円

(2) 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

7 受験申請書の受付期間及び場所等

(1) 受付期間

平成23年11月28日（月）から同年12月16日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）郵送による場合は、平成23年12月16日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 受付場所

住所地を所管する保健所（地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所）に提出すること。

秋田県外に住所地を有する者で、郵送により申請する場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課あて書留郵便をもって送付すること。

(3) 受験票の送付

出願者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票を送付する。平成24年1月27日（金）までに受験票が到着しない場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課に問い合わせること。

8 合格発表

平成24年3月12日（月）午前9時に秋田県庁及び各保健所の掲示板に、受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

9 受験申請書等の入手方法

(1) 最寄りの保健所

(2) 秋田県ホームページ（<http://www.pref.akita.lg.jp>）

(3) 郵送による請求

秋田県外に住所地を有する者で、(1)、(2)の方法により難しい場合は、郵送により秋田県健康福祉部医務薬事課あて（郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号）に「登録販売者試験受験申請書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名、住所及び郵送に必要な切手（参考：1部郵送の場合、定形郵便は90円分、定形外郵便は120円分が必要）を貼った返信用封筒を同封すること。

10 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部医務薬事課 秋田市山王四丁目1番1号 電話番号（018-860-1407）

11 受験申請書等についての問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大館保健所	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3955
北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	0186-62-1165
能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-52-4331
秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172番1	018-855-5170
秋田市保健所	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1170

由利本荘保健所	由利本荘市字水林408番地	0184-22-4120
大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3403
横手保健所	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4005
湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155

12 試験結果の開示

試験の結果については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証又は旅券等）を持参し、午前9時から午後5時までの間に下表の開示場所に直接請求すること。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

開示請求できる人	開示内容	開示受付期間	開示場所
受 験 者	各試験項目の得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	秋田県庁2階医務薬事課内

なお、上記期間経過後は、秋田県個人情報保護条例第15条の規定により、文書により開示の請求をすること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号